

## 令和3年 東川町議会 第4回臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和3年5月10日
2. 招集場所 東川町議会議場
3. 開 会 令和3年5月10日 午前9時30分
4. 閉 会 令和3年5月10日 午前10時3分
5. 会 期 1日間
6. 応招議員  
1番 杉 本 岳 大  
2番 山 家 祥 幸  
3番 飯 塚 達 央  
4番 薦 田 敏 次  
5番 能 登 暢 吉  
6番 畑 中 雅 晴  
7番 藤 倉 智恵子  
8番 安 原 芳 博  
9番 正 満 正 義  
10番 鈴 木 哉 美  
11番 鶴 間 松 彦  
12番 高 橋 昭 典
7. 不応招議員 な し
8. 出席議員 応招議員に同じ
9. 欠席議員 な し
10. 地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名  
町 長 松 岡 市 郎 企画総務課長 窪 田 昭 仁  
副 町 長 平 田 章 洋 産業振興課長 菊 地 伸  
副 町 長 市 川 直 樹 都市建設課長 矢ノ目 俊之  
教 育 長 杉 山 昌 次
11. 本会議に職務のため出席した者の職氏名  
事務局長 本多 大樹 書記 畑山 美里 書記 柳澤 奨一郎
12. 町長提出議案の題目  
議案第1号 令和3年度東川町一般会計補正予算（第2号）について  
議案第2号 令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第3号 キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約について  
議案第4号 西10号道路改修工事請負契約について
13. 議員提出議案の題目  
な し
14. 議 事 日 程  
議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
15. 会議録署名議員  
議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。  
8番 安原芳博議員、9番 正満正義議員。

## ○開 会

議長（高橋昭典君） ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。よって、令和3年東川町議会第4回臨時会は成立しますので、開会します。これより直ちに本日の会議を開きます。

## ○招集者挨拶

議長（高橋昭典君） 町長より本臨時会招集の挨拶があります。町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君） （登壇）  
改めまして、おはようございます。  
今日は、令和3年に入りまして4回目でありまして、臨時会を招集させていただきまして、全員の議員の皆様方のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
今回、私共の方から提案させていただきます案件につきましては4件でございます。どうか全会一致で議決を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。  
ありがとうございます。

## ○議事日程の報告

議長（高橋昭典君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程に従い議事を進めます。

## ○日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番安原芳博議員、9番 正満正義議員を指名します。

## ○日程第2 会期の決定

議長（高橋昭典君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。  
本臨時会は、本日1日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり。）  
異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

## ○日程第3 諸般の報告

議長（高橋昭典君） 日程第3「諸般の報告」を行います。  
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長（松岡市郎君） ありません。

議長（高橋昭典君） 議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。  
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第4 議案第1号

議長（高橋昭典君）

これより、議案審議に入ります。  
日程第4 議案第1号「令和3年度東川町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。  
提案理由と議案の説明を求めます。  
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）

（登壇）  
ただいま議題となりました、議案第1号 令和3年度東川町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由と補正内容について説明を申し上げます。  
1頁をお開き願います。  
令和3年度東川町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31,100千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10,578,626千円とする。  
第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。  
今回の補正の主な内容ですが、社会資本整備総合交付金の道路事業並びに下水道事業にかかる配分額の増に伴う事業費並びに下水道事業特別会計への繰出金の増額が主なものであります。  
それでは、最初に歳出から説明いたしますので、8頁、9頁の事項別明細書をご覧ください。  
まず、2款 総務費、総務管理費、職員給与費は、財源のみの変更ですが、社会資本整備総合交付金事業の増額に伴い、辺地債の対象事務費増額分を一般財源から変更するものです。  
次の7款 土木費、都市建設費、社会資本整備道路事業は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金について、道路事業に係る国費配当額が増額となったことから、対象事業費を増額し次年度以降に予定していた事業を実施するもので、西3号道路改良事業は工事区間を延長し、西5号道路改良事業第1工区は道路実施設計並びに用地測量業務を実施します。  
なお、財源について、国庫支出金は社会資本整備総合交付金を14,356千円、地方債は辺地対策事業債を8,600千円、一般財源は144千円をそれぞれ増額いたします。  
次の12款 諸支出金、特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金は、社会資本整備総合交付金が増額となった下水道事業について、事業費の増額に伴い必要となる財源について、一般会計より下水道事業特別会計に繰り出すため増額をするもので、財源となる一般財源については、財政調整基金を7,044千円充当するほか、財源の振り替え分を充当いたします。  
歳出については以上です。  
続いて、歳入についてご説明いたしますので、6頁、7頁をご覧ください。  
まず、15款 国庫支出金、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付

金、一つ飛ばして、22款 町債、辺地対策事業債は、歳出で説明した通り、西3号道路改良事業、西5号道路改良事業第1工区にかかる分をそれぞれ増額します。

19款 繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、公共下水道事業特別会計繰出金の財源として財政調整基金を7,044千円取り崩し充当いたしますが、今後、普通交付税や令和2年度会計からの繰越金の確定により、留保財源の目処が立った場合には、同基金への積立を検討したいと考えています。

歳入については以上です。

2頁に戻っていただき、第2表「地方債補正」についてですが、今回変更となる辺地対策事業について、社会資本整備総合交付金対象事業費の増額に伴いそれぞれ限度額を増額変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

なお、補正予算書の最終頁には、地方債に関する調書を付けていますので、後程ご覧をいただきたいと思います。

以上が、議案第1号 令和3年度東川町一般会計補正予算（第2号）の説明であります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより、歳入・歳出一括して質疑に入ります。  
11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）

聞き漏らしたところもあるかと思うんですけども、確認の意味でお伺いをしたいと思います。

道路工事西3号と西5号の改良事業ですけれども、次年度以降の予定分をというお話がございました。

そうすると、今年度はどこまで工事をやって、新たに今回の予算でどこまでやるのかっていう、何線から何線という形でもいいんですけど、距離を教えてください。

議長（高橋昭典君）

都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

ただいまの質問でございますが、まず、西3号道路であります。北2線と北3線の間から北3線に向けて160m当初で予定しておりましたが、それを50m延長しまして、210mということでの工事になります。

また、西5号道路に関してですが、今回は委託料の測量設計業務ということになりますので、北5線から北6線間の実施設計。それと、五月橋から北7線間の用地測量ということになっております。

以上です。

議長（高橋昭典君）

他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）

これをもって質疑を終結します。

次に、地方債補正の質疑に入ります。（「質疑なし。」の声あり）  
質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）

討論なしと認めます。

議案第1号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号「令和3年度東川町一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

## ○日程第5 議案第2号

議長（高橋昭典君）

日程第5 議案第2号「令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

（登壇）

ただいま議題となりました、議案第2号 令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由と補正内容をご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお開きください。

令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43,976千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ280,976千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

補正の主な理由ですが、国庫補助金配分の増額決定に伴う施設整備事業による増であります。

歳入では国庫補助金の増額及び一般会計繰入金、町債の増額であります。

歳出では、西部処理区費及び旭岳温泉処理区費の事業費の増額によるものでございます。

それでは、事項別明細の歳出から説明させていただきますので、8、9頁をお開きください。

1款 公共下水道費、2目 西部処理区費における西部処理区施設整備事業の23,200千円の増額は、国の補助金配当が多くあったため、西部処理区下水道管路カメラ点検を当初の8.5kmに5.8kmを追加することに伴う委託料16,000千円の増額、大雪木工裏から西5号道路までの現在玉ねぎ畑で使用している土地について未普及管渠新設実施設計を追加することに伴う委託料7,000千円を増額、西5号西中道路の管路延長確定に伴う工事請負費200千円を増額するものです。

次に、3目 旭岳温泉処理区費は、旭岳温泉処理区施設整備事業の20,776千円の増額は、国の補助金配当が多くあったため、ストックマネジメント計画の次年度以降に予定しておりました実施設計委託業務の11,000千円の増額、処理施設の長寿命化工事において次年度以降に予定しておりました返送汚泥流量計、余剰汚泥流量計、放流流量計の更新工事を追加することに伴う工事請負費9,776千円の増額にするものです。

次に、歳入について説明いたしますので、6、7頁をご覧ください。

3款 国庫支出金、1目 下水道事業補助金17,776千円の増額は、歳

出でご説明した事業費のうち対象事業の2分の1補助となるものです。  
4款 町債、1目 一般会計繰入金 8,000千円の増額は、事業費の増額に伴うもので、一般財源の増額となるものです。  
7款 町債、1目 下水道事業債 18,200千円の増額は、事業費の増額に伴うもので、合わせて18,200千円の増額となるものです。  
補正予算書戻って2頁をお開きください。  
第2表 地方債補正ですが、起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じであります。  
限度額については、下水道事業で、補正前の額26,200千円から18,200千円を補正し、合わせて44,400千円となります。  
最後になりますが、「地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」は10頁に記載していますので、後程ご覧いただきますようお願い申し上げます。  
以上で、議案第2号 令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきますので、ご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長(高橋昭典君)

これより、歳入・歳出全款一括して質疑に入ります。  
11番、鶴間松彦君。

11番(鶴間松彦君)

さっきの一般会計の時の説明ともちよっと関連するんだらうと思うんですけど、国の予算が増えてきたというのは、これはどういう状況で国の方でこういう措置をしてきているのか、わかればお知らせいただければなと思います。

議長(高橋昭典君)

都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長(矢ノ目俊之君)

ただいまの質問ですけれども、国の補助金というのは、他の社会資本整備事業でも同じなんですけれども、毎年変動する訳ですね。当初予算については、変動するものをある程度確定できる割合で要求をさせていただいております。その都度、補助金の交付割合が増えた段階で補正での増額要求ということでさせていただいておりますので、実際には国全体での事業費ですとか交付に関して影響するものですので、こちらでは詳細はわかっておりません。  
以上です。

議長(高橋昭典君)

他に質疑ありませんか。(「質疑なし。」の声あり)  
これをもって質疑を終結します。  
次に、地方債補正の質疑に入ります。(「質疑なし。」の声あり)  
質疑なしと認めます。  
これより、討論に入ります。(「討論なし。」の声あり)  
討論なしと認めます。  
議案第2号について採決いたします。  
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第2号「令和3年度東川町公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

## ○日程第6 議案第3号

議長（高橋昭典君）

日程第6 議案第3号「キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

（登壇）

ただいま議題提案となりました、議案第3号 キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年5月6日、地方自治法施行令第167条及び、東川町財務規則第133条の規定に基づき、指名競争入札に付したキャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、議案第3号 キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約についてであります。

契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和3年5月6日、役場第2会議室において午前10時00分から、JFEプラントエンジニア株式会社、日本ケーブル株式会社札幌支店、安全索道株式会社、以上、3社による指名競争入札を行いました。

入札は、第1回目の入札価格66,000千円に消費税相当額100分の10を加算した価格72,600千円でJFEプラントエンジニア株式会社が落札いたしました。

落札率は99.4%です。

従いまして、契約の金額は72,600千円で、契約の相手方は、東京都台東区蔵前2丁目17番4号 JFEプラントエンジニア株式会社 営業本部 索道営業部長 堀ノ内俊仁であります。

次に、工事概要についてご説明申し上げます。

お手元の第4回臨時会資料の1頁を併せてご覧ください。

キャンモアスキービレッジにおけるクワッドリフトは、山頂まで一本で行けるメインリフトで、4人乗りの高速リフトであります。

平成2年に供用を開始してから30年が経過しており、近年の大規模改修工事の実施は、平成27年に場内押送装置の一部と支柱索受の圧搾装置5基、平成28年は主原動機整備と保安装置の運転制御盤及び監視制御盤、令和元年にはワイヤーロープ交換と山麓駅舎内の安全対策を実施するなど、主要箇所を更新整備を順次行ってきておりますが、安全対策に万全を期すことが必要とされることから、今回についても不具合や故障が起きる危険が予見される前に更新整備を行うものであります。

図面には今回の主要施工箇所を旗揚げしております。

今回の大規模改修の内容ですが、山麓駅舎及び山頂駅舎内のリフト稼働部分で10年毎に整備が必要となる、主減速機、原動軸継手、緊張装置油圧ユニット、制動装置、走行レール等の整備で、通常の分解整備及び交換に加えて、経年劣化により動作不良が発生しやすい部分の更新を行うものです。

また、搬器を一定間隔に押し出すチェーンコンベアに経年劣化による

部品の割れが確認されたことから交換を行い、それに伴いギヤードモーターについても 2008 年山麓側、2010 年山頂側の整備を行っているところですが、昨シーズン中、 $-20^{\circ}$  以下の運転開始時にスムーズに回らない不具合が生じ、更新改善が必要となったため含めて実施します。

さらに、支柱 20 本の索受装置は 10 年を目安にベアリング交換等が必要ですが、2015 年に圧搾支柱 5 基の索受装置分解整備を行っており、今回は残り 15 基の整備を行います。

以上が工事概要でございます。

支出科目につきましては、6 款 商工費、2 項 森林公園費、1 目 キトウシ森林公園家族旅行村費、14 節 工事請負費で、財源は辺地債を活用して執行し、工事契約期間は、令和 3 年 12 月 20 日までを予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第 3 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより、質疑に入ります。（「質疑なし。」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）

討論なしと認めます。

議案第 3 号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号「キャンモアスキービレッジクワッドリフト大規模改修工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

## ○日程第 6 議案第 4 号

議長（高橋昭典君）

日程第 6 議案第 4 号「西 10 号道路改修工事請負契約について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

（登壇）

ただいま議題提案となりました、議案第 4 号 西 10 号道路改良工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

令和 3 年 4 月 27 日、地方自治法施行令第 167 条及び、東川町財務規則第 133 条の規定に基づき、指名競争入札に付した西 10 号道路改良工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 校第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、議案第 4 号 西 10 号道路改良工事請負契約についてであります。

契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和 3 年 4 月 27 日、役場第 2 会議室において午前 10 時 10 分から、株式会社小岩組、高橋建設株式会社、花本建設株式会社、株式会社藤田組、藤田建設工業株式会社、株式会社ベスト、以上、6 社による指名競争入札を行いました。

入札は、第 1 回目の入札価格 58,600 千円に消費税相当額 100 分の 10

を加算した価格 64,460 千円で、花本建設株式会社が落札いたしました。  
 落札率は 93.43%です。  
 従いまして、契約の金額は 64,460 千円で、契約の相手方は、東川町南  
 町 1 丁目 19 番 1 号 花本建設株式会社 代表取締役 花本金行でありま  
 す。  
 次に、工事概要についてご説明申し上げます。  
 お手元の第 4 回臨時会資料の 2 頁を併せてご覧ください。  
 平面図上の赤い部分となる西 10 号北 6 線側から北 5 線に向かう延長  
 282.59m です。  
 道路の構成としましては、資料 2 頁の左下にあります土工定規図の通  
 りで、車道幅員 5.5m に路肩両端で 2 m を合わせた 7.5m、歩道幅員は 2.5  
 m となっております。  
 全区間車道拡幅に伴う路盤拡幅部分は凍上抑制層 60cm、下層路盤 20  
 cm で 80 cm の路盤厚となります。  
 次に、舗装厚ですが、12 cm の 3 層舗装で整備するものがあります。  
 また、道路排水については、新築団地造成に伴う流量増加に対応した  
 整備とします。  
 最後になりましたが、支出科目につきましては、令和 2 年度繰り越し  
 明許予算、7 款 土木費、4 項 都市建設費、3 目 社会資本整備道路  
 事業、14 節 工事請負費であります。  
 工事契約期間は、令和 3 年 9 月 30 日までを予定しております。  
 以上、簡単ではありますが、議案第 4 号の提案理由の説明とさせてい  
 ただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し  
 上げます。

議長（高橋  
昭典君）

これより、質疑に入ります。（「質疑なし。」の声あり）  
 質疑なしと認めます。  
 これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）  
 討論なしと認めます。  
 議案第 4 号について採決いたします。  
 本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」  
 の声あり）  
 異議なしと認めます。  
 よって、議案第 4 号「西 10 号道路改修工事請負契約について」は、原  
 案のとおり可決されました。

○閉 会

議長（高橋  
昭典君）

これで、本日の日程は全部終了しました。  
 以上をもって、令和 3 年東川町議会第 4 回臨時会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを  
 証するためここに署名する。

東川町議会議長 高橋 昭典

会議録署名議員 安原 芳博

会議録署名議員 正満 正義